

令和 7 年度

第10回 第一農地部会定例会議事録

令和8年1月30日（金）

上越文化会館 4階 大会議室

令和7年度第10回第一農地部会定例会議事録

日時 令和8年1月30日(金)午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

〈会議出席者〉

4番 古川

6番 竹山

13番 新井

14番 竹内

16番 清水(増)

24番 松本

〈書面表決者〉

1番 綿貫

9番 吉村

15番 牧繪

20番 篠宮

22番 飯塚

23番 佐藤

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石

野島

笠原

白滝

横田

平野

野村

長野

2 欠席委員

(1) 農業委員

なし

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋

高島(信)

片桐

高島(真)

荻原

小林

清水(康)

上原

穂苅

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 栗和田

副局長 岩崎

次長 秋山

主任 竹中

中郷区駐在室 副主査 丸山

板倉区駐在室 副主幹 渡邊

清里区駐在室 副主査 中条

名立区駐在室 班長 高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

13番 新井

4番 古川

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(名立区)

- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数6人、欠席委員数6人で出席委員が過半数を満たしておりませんが、先ほど事務局から説明のありましたとおり、欠席委員からは事前に承認を得ておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数8人、欠席推進委員数9人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。議席番号13番 新井委員、議席番号4番 古川委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の新井委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>それでは、合併前上越市からです。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号404番から15番の29件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。</p> <p>まず議案の追加がございます。</p> <p>No.14と15の2件が漏れていましたので、本日別葉でお配りした報告第1号18条6項の解約について、議案に追加していただきますようお願いいたします。</p> <p>申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p>

	<p>受理した 29 件は、いずれも合意による解約でございます。</p> <p>解約後の利用形態としましては、他者へ貸付・貸付予定が 11 件、他者へ売却が 3 件、耕作者が購入が 2 件、中間管理機構へ貸付・貸付予定が 12 件、地主耕作が 1 件であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号の 37 件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 16 番の 1 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 7 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 2 号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「通路」1 件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 2 号の 1 件を承認します。</p>
	<p>&lt;報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 130 番から 141 番の 12 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは 8 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 3 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」3 件、「資材置場」6 件、「物置」1 件、「敷地拡張」1 件、「建売住宅」1 件です。</p>

<p>議長</p>	<p>番号 131 番につきましては、1,000 m<sup>2</sup>を超えているため、11 頁に位置図を添付して          ございます。          合わせてご覧ください。          以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、報告第 3 号の 12 件を承認します。</p> <p>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 1 番から 7 番の 7 件を          上程します。          事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局)          秋山</p>	<p>それでは 12 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。          別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。          最初に番号 1 番です。</p> <p>こちらは、大字七ヶ所新田地内において、農地を手放したいとする譲渡人から、経          営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>場所は一団の優良農地であり、譲受人も周辺で耕作していることから全部効率要件          ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 2 番から 5 番の 4 件につきまして、いずれも関連がありますのでまとめて          説明します。</p> <p>こちらはすべて、大字岡沢地内において、離農したいとする譲渡人から、経営規模          を拡大したいとする譲受人と賃貸借権を設定するものであります。</p> <p>こちらすべて一団の優良農地であり、譲受人も周辺で大規模に営農していることか          ら、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたし          ました。</p> <p>次に番号 6 番と 7 番です。</p> <p>こちらのいずれも、関連がありますのでまとめて説明します。</p> <p>双方とも大字中門前地内において、相続したが耕作・管理が困難なため手放したい          とする譲渡人から、自宅近くで管理する農地に隣接しており、一体的に管理したいと          する譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判          断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号1番から8番までと利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号1番から102番までの102件を上程します。</p> <p>議案はひとつではありますが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。</p> <p>最初に所有権移転です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、14ページをご覧ください。</p> <p>「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転であります。</p> <p>まず申請番号と取り下げについてご説明します。</p> <p>まず申請番号ですが、合併前の5番について抜けておりますが、こちらは、後ほど板倉区の案件として説明いたしますので欠番となっております。</p> <p>次に取り下げについてであります。番号6番につきまして議案作成後に所有者が死亡されたことから、申請取り下げの申し出がございました。</p> <p>したがってこちらの番号6番を削除していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは改めまして、所有権移転、5件について説明いたします。</p> <p>こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権移転するものであります。</p> <p>すべて地域計画内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>

	<p>いずれの案件も一団の優良農地であり、受け手の耕作者につきましても一定規模の耕作を行っていることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号、所有権移転について、原案のとおり決定します。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>同じく議案第 2 号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 1 番から 102 番までの 102 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、16 ページをご覧ください。</p> <p>こちら、権利種別は「地域計画区域内」の利用権設定となります。</p> <p>番号 1 番から 89 番と、ページをめくっていただきまして 63 頁の「地域計画区域外」の利用権設定、番号 90 番から 102 番の計 102 件について説明します。</p> <p>まず「地域計画区域内」の対象農地についてです。</p> <p>こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましても、39 ページからの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>ページは 63 ページをご覧ください。</p> <p>番号 90 番から、102 番までの「地域計画区域外」の農地についてであります。目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましても、67 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p>

	<p>こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)」に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号、利用権設定について、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>&lt;議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」&gt;</p> <p>次に議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、地域計画区域内29件と地域計画区域外2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは、71頁をご覧ください。</p> <p>まず地域計画区域内であります、番号は1番から29番の29件、次に地域計画区域外は85ページの番号30番、31番の2件となります。</p> <p>こちら、農用地利用集積等促進計画の利用権移転、耕作者変更であります。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構をとおして、上段の現在の耕作者から下段の新たな耕作者に利用権を移転するものであります。</p> <p>具体的な対象農地につきましては、地域計画内は79ページから、地域計画区域外は、86ページに記載のとおりです。</p> <p>こちらの案件は法人の設立のほか、旧耕作者の諸事情により利用権を移転するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
松本委員	No. 1 の旧耕作者と新耕作者の関係性を教えて下さい。
(事務局) 秋山	もともと一般法人として、利用権を設定し営農にしていた法人ですが、昨年、従来の役員を中心に農業事業に特化した法人を立ち上げ、農地所有適格法人として位置づけられている法人であり、分社化した関係となっています。
議長	そのほか意見、質問はありませんか。  (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。  <b>(中郷区駐在室分の議案)</b> ＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞
議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7110 番の 1 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	それでは、1 頁をご覧ください。 報告第 1 号は、農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告で、受人の要望による合意解約です。 本件は、昭和 62 年に農地法第 3 条により終期を定めずに貸借契約されていたもので、当事者双方が代替わりし、受人側が労力不足となったので解約するものです。 解約後の利用形態は、地権者の住宅から離れた場所にある畑であることから休耕となります。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt; 次に、議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定7101番から7106番の6件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>2頁から3頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 全て地域計画内の対象農地であります。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	<p>それでは、採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(板倉区駐在室分の議案) &lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt; 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7504番の4件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>

(板倉区)	1 ページをご覧ください。
渡辺	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7501 番から 7504 番の届出書 4 件を受理しましたので報告します。
	本件は、いずれも合意による解約であります。
	7501 番は、12 ページの一括契約の通りです。
	7502 番は所有者の希望で、区内に所有の農地を全て所有権移転する場合は無償譲渡、平場の圃場のみ所有権移転する場合は有償譲渡、所有権移転できない場合は、貸付を予定しています。
	7503 番 7504 番は農地中間管理機構を通じて一括契約を予定しています。
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。
	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」>
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7501 番から 7502 番の 2 件を上程します。
	事務局の説明を求めます。
(板倉区)	それでは、2 ページをご覧ください。
渡辺	議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。
	農地の集約を図るため、双方それぞれの所有する農地を交換するものです。
	巻末の「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
	議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定します。

<p>議長</p>	<p>&lt;議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;  議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号7501番の1件と利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の45件を上程します。  議案はひとつではありますが、各々権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思えます。  最初に所有権移転です。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>それでは、3ページをご覧ください。  「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転、番号7501番の1件です。  こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権移転するものであります。  本案件は、「地域計画内」における所有権移転であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。  説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見、問があればお願いします。  （「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。  議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  （「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。  議案第2号、所有権移転について、原案のとおり決定します。  それでは次に進みます。同じく議案第2号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号7501番から7545番までの45件を上程します。  事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>それでは、4ページから14ページをご覧ください。こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるもので、今回の対象農地につ</p>

	<p>きましては、15 ページから 20 ページの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>21 ページをご覧ください。</p> <p>番号 7542 番、7545 番は「地域計画外」の農地についてであります。目標地図に登載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、22 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があることの観点から、地域計画内の農地と同様に、同上の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（清里区駐在室分の議案）</b></p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 8166 番から 8172 番の 7 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>それでは、1 頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p>

	<p>全て地域計画内の対象農地であります。</p> <p>「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第 1 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p>&lt;議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画内及び地域計画区域外の番号 9501 番から 9504 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>それでは、1 項をご覧ください。</p> <p>はじめに「地域計画内」の利用権設定について、番号 9501 番、9503 番、9504 番の 3 件を説明します。</p> <p>議案の対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に 3 頁をご覧ください。</p> <p>同じく利用権設定の「地域計画区域外」の番号 9502 番です。</p>

	<p>議案の対象農地につきましては、4項以降の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問あればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。</p>

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....